

ID: 388

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	環境保全命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市文化財保護条例 第26条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第187号		
【根拠条文】 (環境保全) 第26条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の整備を命じることができる。 2 市は、前項の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生じる損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日